委託業務仕様書

- 1 業務名 県営住宅川下町団地外受水槽高架水槽清掃業務委託
- 2 履行場所 鳥取市相生町一丁目外
- 3 履行期間 契約日 から 令和7年10月31日まで
- 4 業務内容 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) 等関係法令に基づき、県営住宅の受水槽及び高架 水槽の清掃を行う。
- 5 対象設備 受水槽・高架水槽一覧表 (川下町団地外) による。
- 6 一般共通事項
- (1) 諸法規の遵守

水道法及び本業務に適用されるその他の関連法令を遵守すること。

(2) 共通仕様書

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕 様書(令和5年版)によること。

(3)業務責任者

受注者は、業務実施前に、貯水槽清掃作業監督者の資格を有する者を業務責任者として選任し、 その氏名を業務責任者選任通知書(仕様書様式第1号)により発注者に通知すること。また、業 務責任者を変更したときは、直ちに発注者に通知すること。

(4) 工程表、作業計画書

受注者は、業務実施前に、工程表及び作業計画書を2部提出し、発注者の承諾を得た後で業務 を実施すること。

(5)業務完了通知書、検査及び業務委託料の支払

ア 受注者は、本業務を完了したときは、速やかに業務完了通知書(仕様書様式第2号)及び作業報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けること。

イ 発注者は、アの検査を行った結果、合格と認めたときは、その日から30日以内に業務委託料 を受注者に支払う。

(6) 一括委任又は一括下請負の禁止

受注者は、発注者の承認を受けないで再委託をしてはならない。

(7) 損害賠償

本業務の遂行に伴って発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)に係る経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(8) 秘密の保持

受注者及び従事者は、業務上知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に 利用してはならない。

(9) 疑義

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、受注者と発注者とが協議して定める。

7 業務特記仕様

(1) 一般事項

- ア 入居者に対し、あらかじめ清掃日を周知する。具体的な方法は、各棟の管理人と協議を行い、 決定する。
- イ 高架水槽の清掃は、受水槽の清掃と同一の日に、受水槽の清掃を行った後に行う。 また、当該清掃は受水槽の清掃を行った後に行う。
- ウ 水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
- エ 作業は、健康状態の良好な者が行う。
- オ 作業衣及び使用器具は、水槽の掃除専用のものとする。また、作業に当たっては、作業が衛生的に行われるよう配慮する。
- カ 作業終了後は、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等が水槽内に流入しないよう配慮する。

(2) 清掃作業

- ア 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。また、壁面等 に付着した物質の除去は、水槽の材質に応じ、適切な方法で行う。
- イ 洗浄に用いた水は、完全に水槽外に排除するとともに、水槽周辺の清掃(軽易な除草等を含む。) を行う。

(3)消毒

- ア 塩素剤を用いて2回以上水槽内の消毒を行う。
- イ 消毒剤は、有効塩素 50~100mg濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- ウ 消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧 により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- エ 消毒に用いた排水は、完全に水槽外に排出する。
- オ 消毒終了後は、水槽内に人の立入を禁止する措置を講じる。

(4) 水張り

① 消毒後の水洗い及び水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから 行う。

(5) 汚泥等の処理

- ① 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)等の規定に基づき、適切に処理する。
- (6) 水質検査及び残留塩素の測定
 - ① 水槽の水張り後、給水栓及び水槽における水について、水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)に定める方法またはこれと同等以上の精度を有する方法で、下記項目について水質検査及び残留塩素の測定を行う
 - 一般細菌
 - 大腸菌
 - ・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - ・塩化物イオン
 - 有機物

- p H値
- · 味
- 臭気
- 色度
- 濁度

(7) その他点検事項

その他以下の部分について点検を行うこと。

ア基礎

- ・架台の発錆、腐食等の劣化の有無

イ 本体

- ・漏水及び外面の発錆、腐食、損傷等の劣化の有無
- ・内面の腐食、損傷等の劣化の有無
- ・マンホールの密閉状態及び施錠の良否

ウ 付属装置

- (ア) ボールタップ及び定水位弁
 - ・浸水及び変形、損傷等の劣化の有無並びに作動の良否(10回程度作動させ、なじませること。)
 - ・水の供給を停止したとき、漏水及び衝撃のないことの確認。
- (イ) 水面制御及び警報装置 (フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒)
 - ・汚れ及び腐食、損傷等の劣化の有無の点検
 - ・フロートスイッチ、レベルスイッチ及び電極棒の作動の良否の点検
- (ウ) その他付属配管
 - ・変形、腐食、損傷等の劣化の有無
 - ・防虫網の詰まり及び腐食、損傷等の劣化の有無
- (8) 受水槽フェンス内の除草作業

ア 受水槽・高架水槽一覧表 (川下町団地外) に示す受水槽のフェンス内の除草作業を行う。

イ 除草後の刈草については、関係法令に基づき適切に処分すること。

(9) 作業報告書

業務の完了後、成果物として以下の書類を1部提出すること。

- · 貯水槽清掃報告書(A4版)
- ・貯水槽ごとの水質試験結果報告書
- ・貯水槽ごとの作業状況(清掃中、清掃後及び点検中、点検後、受水槽蓋の施錠確認、フェンス 内の除草前、除草後)の写真

(10) その他

ア 業務の実施に必要な電気、水道等の使用にかかる費用、必要な資機材及び材料、消耗品等は、 受注者の負担とする。

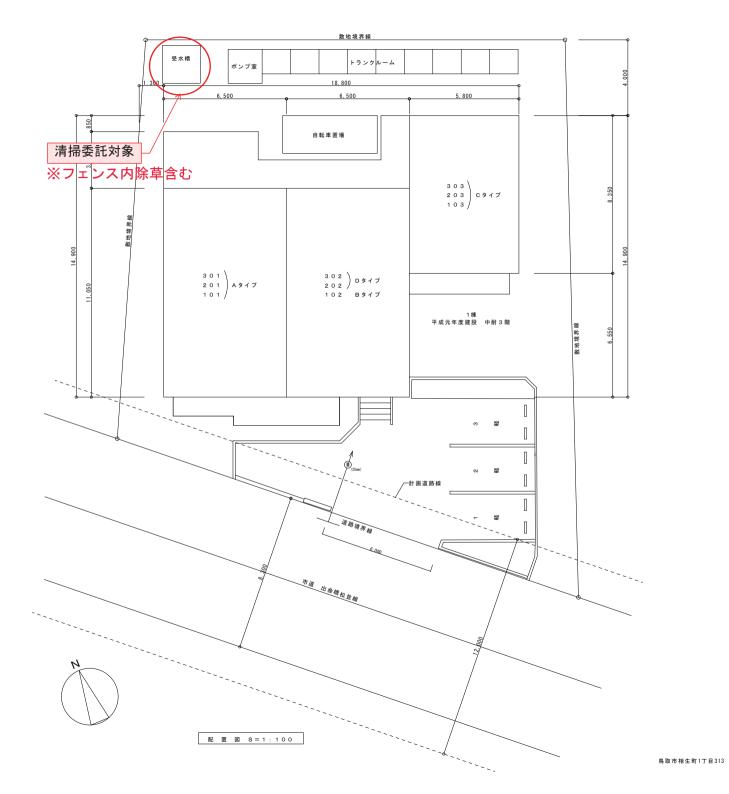
- イ 点検の結果、施設に著しい損傷等が発見された場合、直ちに施設担当者に報告すること。ただ し、軽微な損傷等については、補修を行うこと。
- ウ 水道料金について、NPO法人パーソンズサポートが水道料金を徴収する団地は、別添「県営

住宅空室修繕等の水道使用連絡書」により、NPO法人パーソンズサポートに水道を使用することを事前に連絡すること。

受水槽、高架水槽一覧表(川下町団地外)

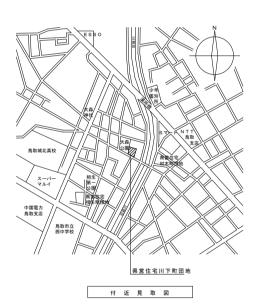
	団 地 名	棟番号	受水槽 (m3)	高架水槽 (m3)	備 考
1	川下町		4.5		フェンス内除草含む
2	相生町		12.0		
3	北園第一	1・2・3棟	18.0		フェンス内除草含む
		5•6•7棟	24.7		フェンス内除草含む
		8棟	6.0		フェンス内除草含む
4	丸山町第一		16.0		
5	丸山町第二		8.0	3.0	フェンス内除草含む
6	湯所町第一		16.0		
7	湯所町第二		8.0		
8	徳 尾	57-1棟	8.0	3.0	フェンス内除草含む
9	行 徳		8.0		フェンス内除草含む
10	高草	1棟	8.0		フェンス内除草含む
		2•3•4棟	24.0		フェンス内除草含む
		5棟	8.0		フェンス内除草含む
11	西品治	1棟	10.0		
		2•3棟	24.0		フェンス内除草含む
	_				
	合	計(ヶ所)	16	2	

[※]全ての団地について水道料金は、NPO法人パーソンズサポートへ支払うものとする。





外観写真



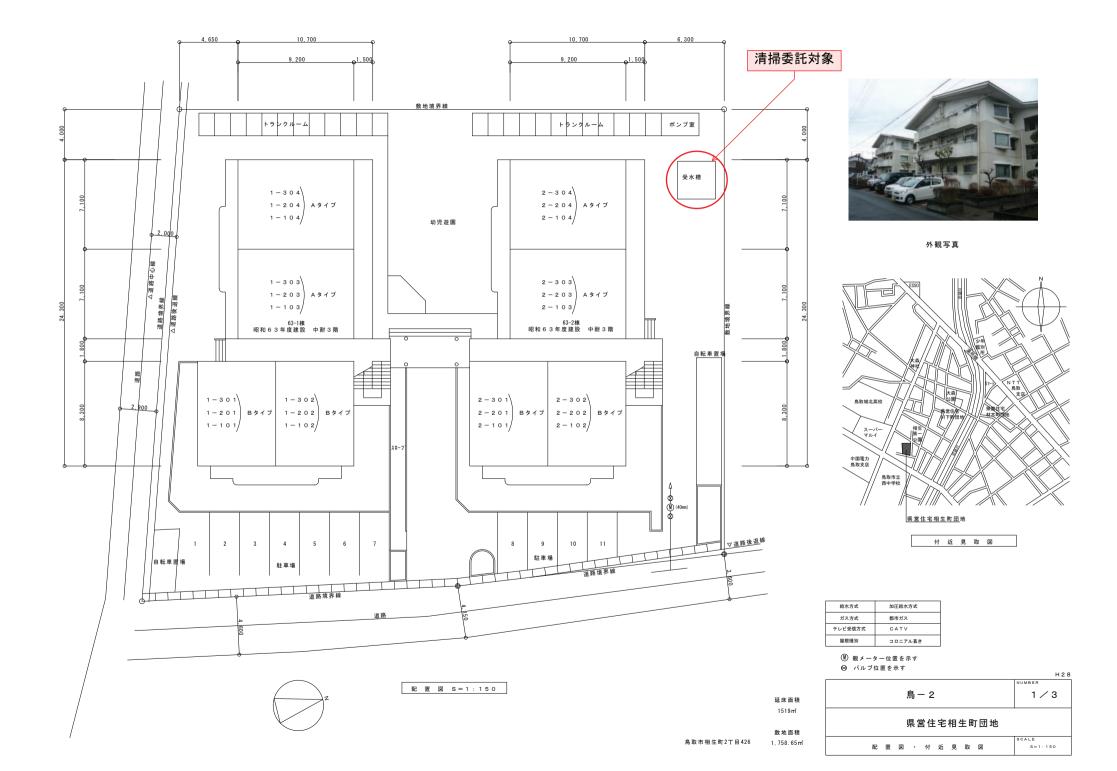
給水方式	加圧給水方式
ガス方式	都市ガス
テレビ受信方式	共視聴アンテナ
屋根種別	アスファルトシング ル茶き

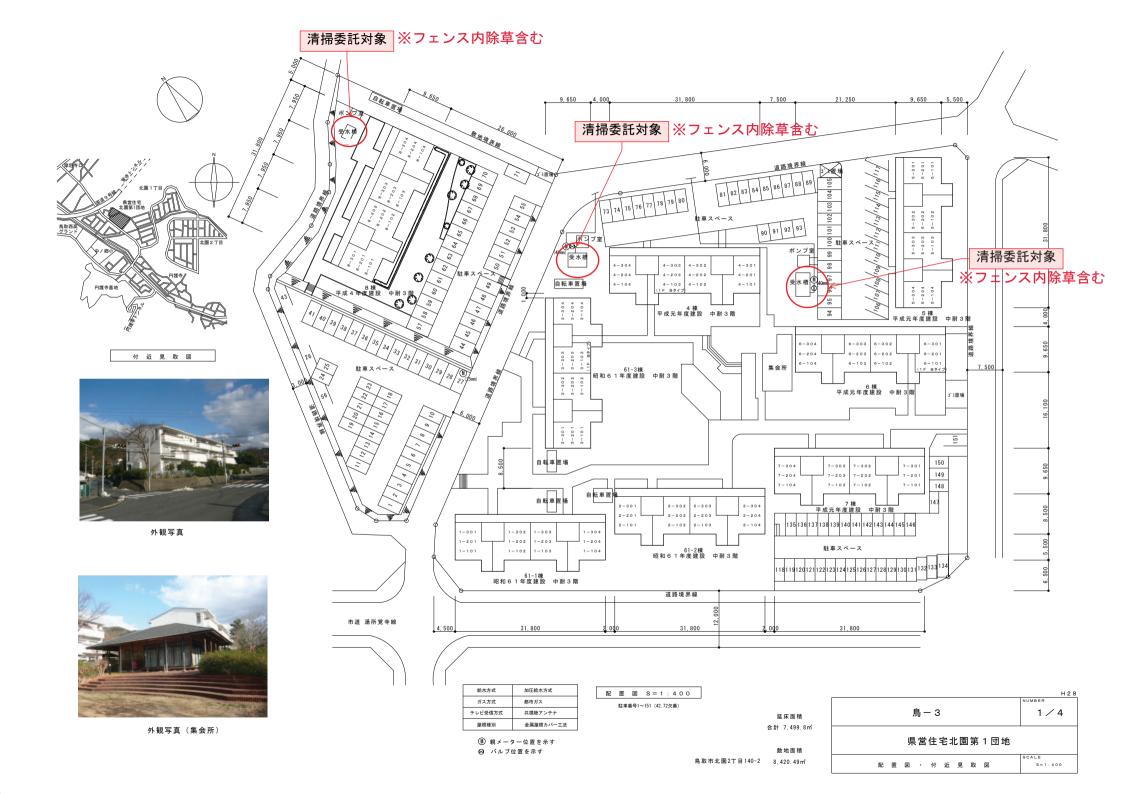
(II) 親メーター位置を示す⊗ バルブ位置を示す

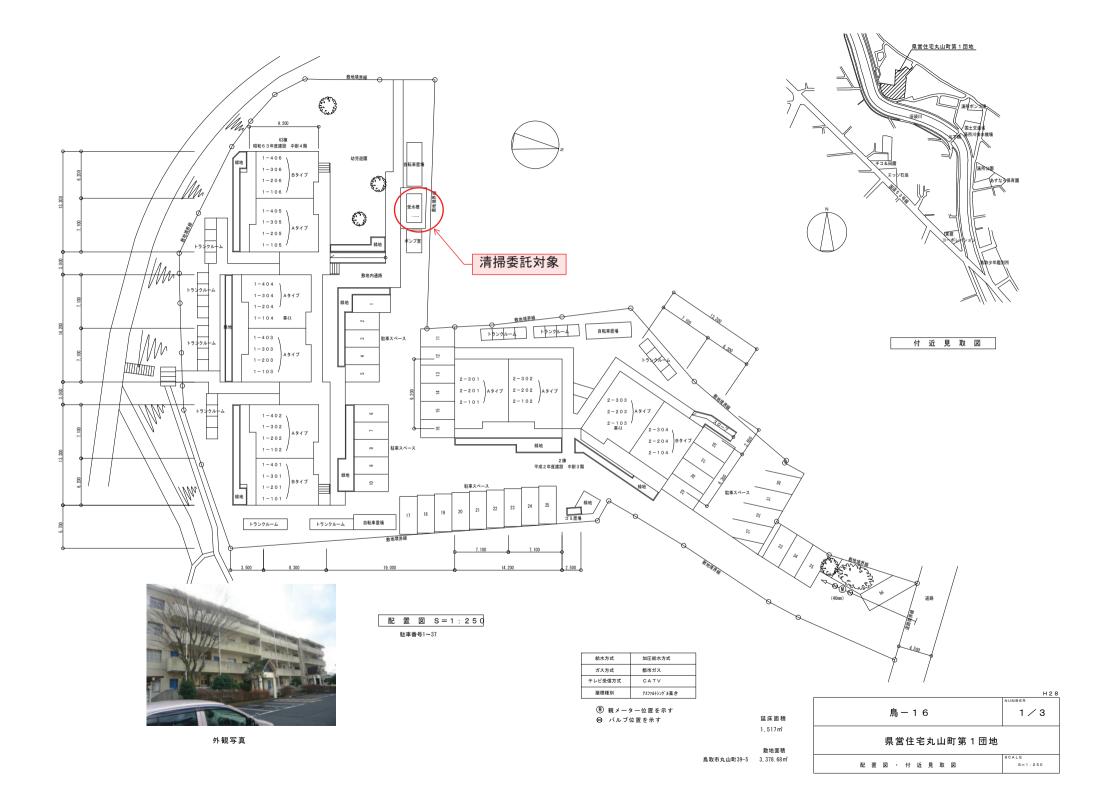
延床面積 606.3 m²

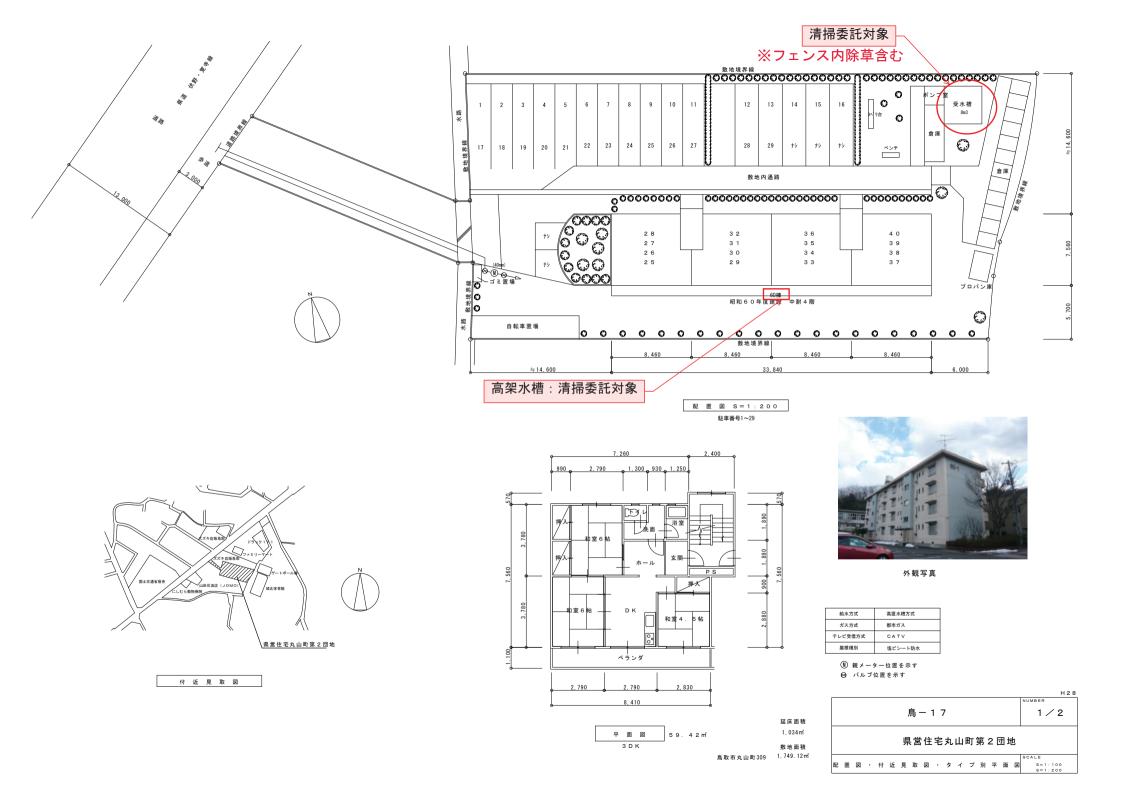
敷地面積 600. 49 m²

										H	128
		J	鳥 -	- 1						1 / 3	
		ļ	具言	営住	宅	IJ.	田丁	1 団	地		
配	置	Z		付	近	見	取	×		SCALE S=1:100	

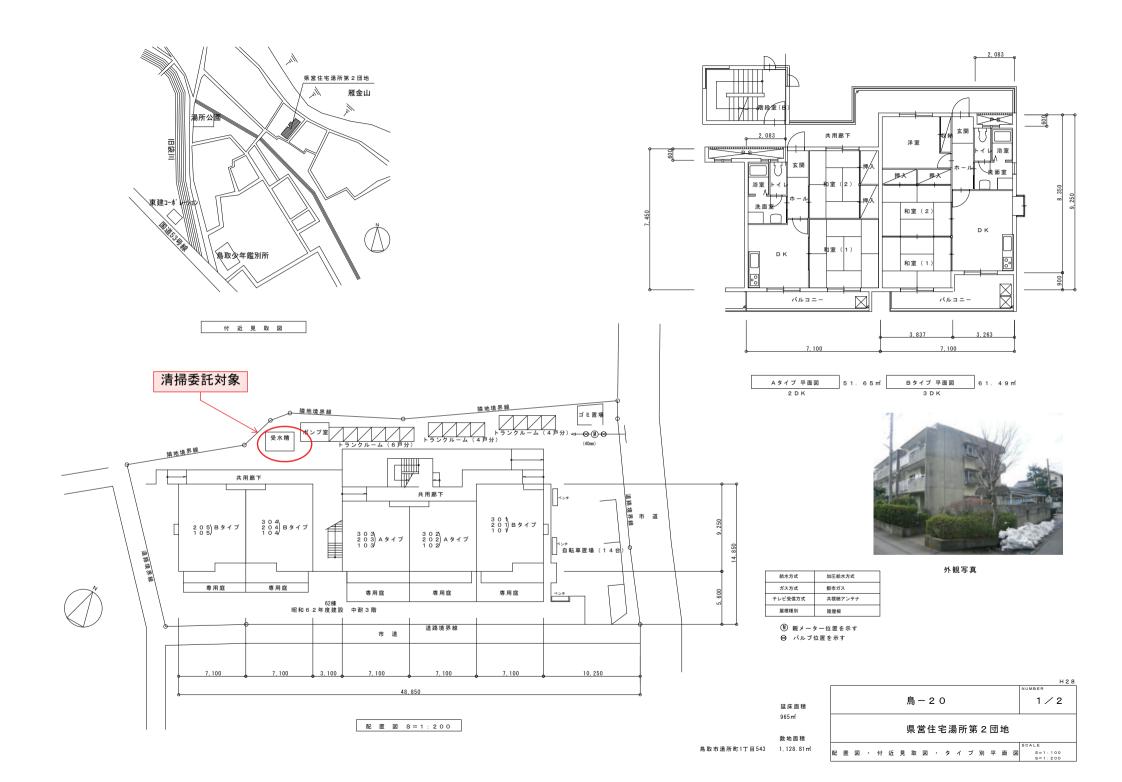


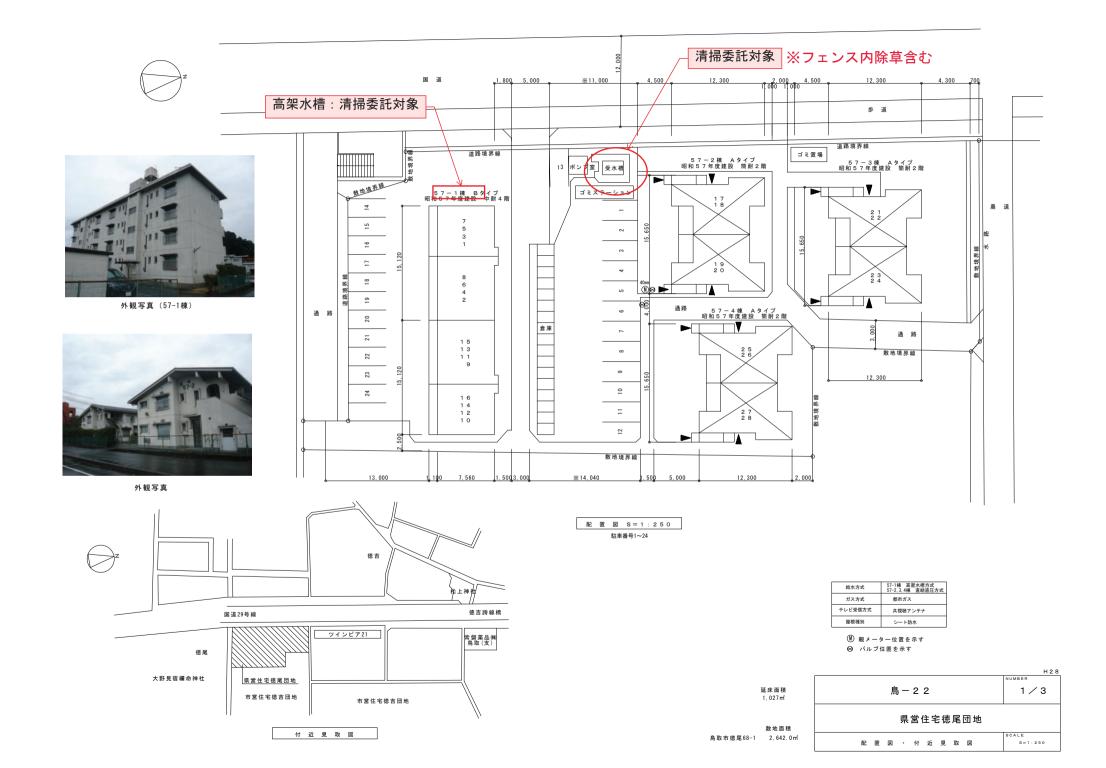


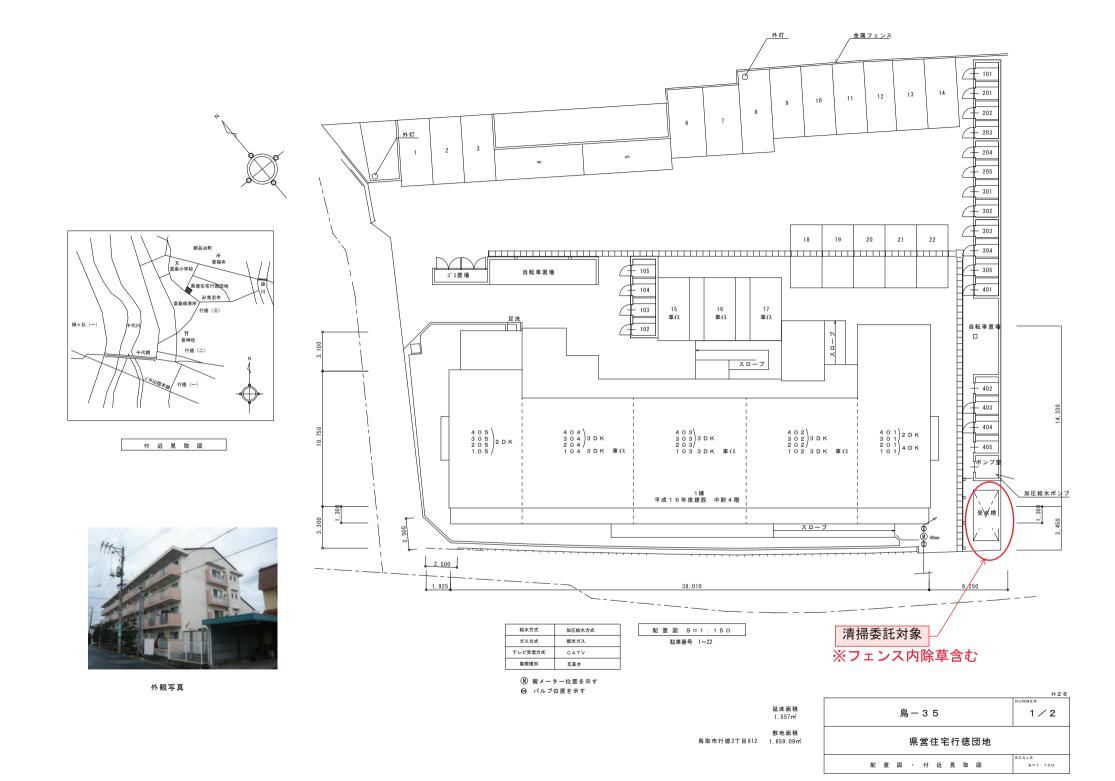


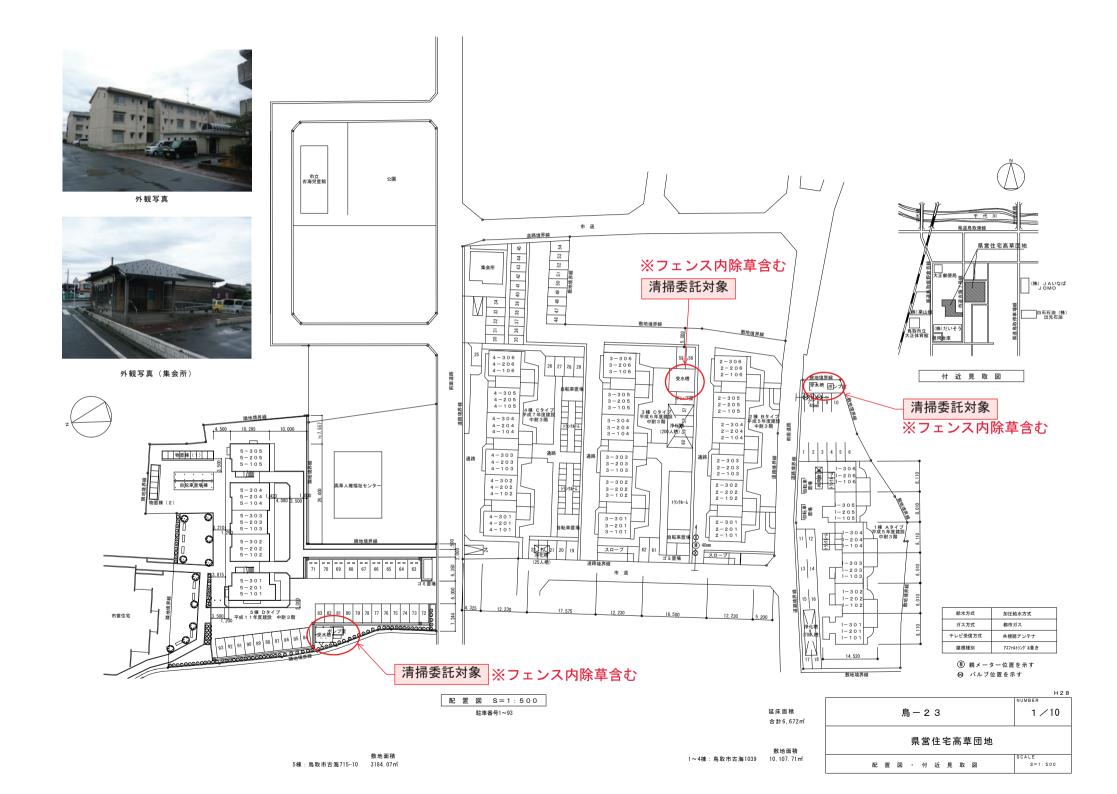


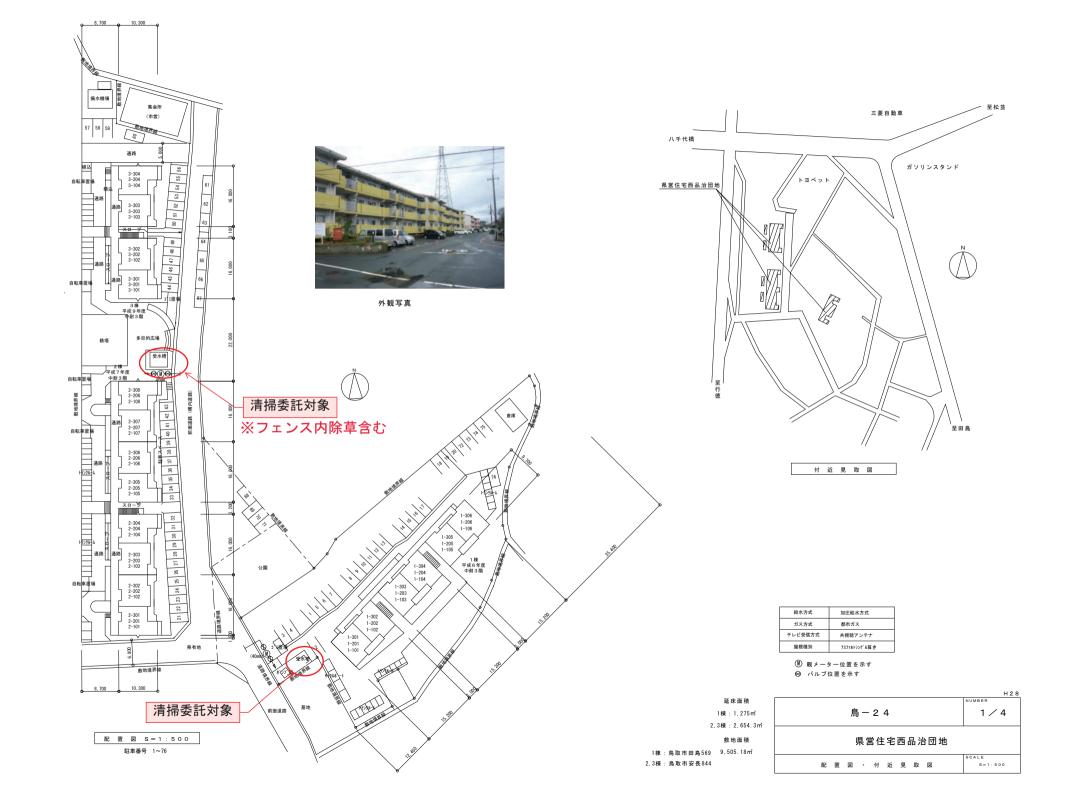












業務責任者選任通知書

								令和	年	月	日
ار	鳥取県東部建築住宅事	₮ 務所長	様								
		受注者		所 又は名称 者氏名							印
1	委託業務の名称							. – – – – -			
2	委託業務の場所										
3	履行期間	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで
4	担当者氏名										
	区分				氏			名			
	業務責任者								(才)

業務完了通知書

令和 年 月 日

鳥取県東部建築住宅事務所長様

令和 年 月 日付をもって、業務が完了しましたので、通知します。

令和 年 月 日

受注者住所商号又は名称代表者氏名

印

記

委言	・ 業務の	名 称									
委言	・ 業務の	場所									
履	行 期	間	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日まで
委	託	料									
委託	業務完了年	三月日									
成	果	品									

年 月 日

県営住宅 空室修繕等の水道使用連絡書

連絡業者名	
所 在 地	
ご担当様名	
電話番号(_)
FAX 番号()

※受水槽清掃等、団地・棟全体に係る水道使用の場合は、号を省略して記入して下さい(指針は親メーター又は仮設メーターなど)

	団地名	棟	号	着工(水道使用開始)日と 使用前の子メーター指針	完工 (水道閉止) 予 定日	完工日	完工時 指針
(例)	倉田団地	1	101	1/15、123 m³	1/22頃		
1							
2							
3							

※修繕工事開始時 FAX にておしらせください。

※修繕完工時に、完工日・完工時時指針を記入後、再度おしらせください。

※団地全体の請求に合わせて計算を行いますので、工事期間中に団地の検針がある場合は、

ご請求が複数回になったり、ご請求時期が多少遅くなったりする場合があります。

※ご記入いただいた連絡先へ水道使用に関して、当法人より確認のお電話をさせて頂く場合があります。

特定非営利活動法人パーソンズサポート

境港市上道町3468番地5

(0859) 46-0853 平日 9:00 \sim 17:00

Mail:persons.support@gmail.com